

父母が中国国籍で子どもが日本で生まれた場合	父母为中国国籍の子女在日本出生的情况
国籍のルール / 国籍規定	
父母のどちらか一方が中国国籍であれば、子どもは中国国籍を取得できます。 父母のどちらかが中国国籍以外の場合や、最新の情報は提出先にご確認ください。	如父母中任何一方为中国国籍，子女即可取得中国国籍。 父母任何一方不是中国国籍的情况或最新信息请向受理机构确认。
手続き / 手續	
子どもが生まれたら、まずは中国大使館にパスポートの申請を行います。ただし、日本の中国大使館では、子の出生登録を行うことはできません。 別途、中国の戸口簿に登録する手続きが必要です。「出生届記載事項証明書」に外務省で公印確認、中国大使館で認証を受けたうえで、中国で登録をします。なお、生まれる前に「准生証(出産許可証)」の手続きをしておく、戸口簿への登録手続きがスムーズです。	子女出生后，首先向中国大使馆申请护照。但在日本的中国大使馆无法进行子女的出生登记。 需要另行办理中国户口簿的登记手续。在外务省办理《出生届记载事项证明书》的公印确认，并在中国大使馆接受认证后，在中国进行登记。此外，在出生前办理好《准生证(分娩许可证)》，办理户口簿登记手续会更加顺畅。

日本の役所で取得する書類(入管用・大使館用) / 在日本的役所获取的文件(入管用、大使館用)	
その他、本国の書類(父母の結婚証明書など)がある場合があります。大使館に確認してください。／此外，可能会需要本国文件(父母的结婚证等)。请向大使馆确认。	
<ol style="list-style-type: none"> 出生届受理証明書(原本)2通 <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格の申請(入管)用 ・パスポート申請(中国大使館)用 出生届記載事項証明書(原本)1通 <ul style="list-style-type: none"> ・戸口簿登録(本国の戸口簿住所地)用→(外務省公印確認+大使館認証)必要 子どもを含めた「世帯全員の住民票」(原本)1通 子どもを扶養する人の住民税の課税証明書(原本)1通 子どもを扶養する人の住民税の納税証明書(原本)1通 	<ol style="list-style-type: none"> 出生届受理证明书(原件)2份 <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格の申請(入管)用 ・护照申请(中国大使馆)用 出生届记载事项证明书(原件)1份 <ul style="list-style-type: none"> ・户口簿登记(本国的户口簿居住地)用→(外务省公印确认+大使馆认证)必需 包括子女的《家庭全员的住民票》(原件)1份 抚养子女的人员的住民税的课税证明书(原件)1份 抚养子女的人员的住民税纳税证明书(原件)1份
お役立ち情報 / 温馨提示	
現在外務省の公印確認申請は郵送のみとなりました。中国のパスポート申請及び領事認証予約はオンラインのみ申請可能です。戸口簿登録に必要な外務省・大使館認証を受けた「出生届記載事項証明書」の翻訳文の必要有無又は翻訳者の要件は中国の提出先に確認してください。	目前，外务省的公印确认申请仅接受邮递寄送。中国的护照申请及领事认证预约仅受理网上申请。户口簿登记所需的接受过外务省和大使馆认证的《出生届记载事项证明书》的翻译件是否需要或译者需具备的条件，请向中国的受理机构确认。

※上記は両親が中国籍である場合を基本にした参考情報です。

※以上为以父母均为中国国籍的情况为主的参考信息。

確認日:2022年8月3日(hm)

确认日:2022年8月3日(hm)